

被 処 分 者	認 定 番 号	新潟県公安委員会 第460620号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	アーク代行
	主たる営業所が所在する市町村	新潟市秋葉区
処 分 年 月 日		令和8年10月13日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		公安委員会に提出しなければならない変更届出書を提出しておらず、変更届出義務に違反したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第8条第1項及び第22条第1項
処分を行った公安委員会		新潟県公安委員会